

公 告

長野県飯田市、下伊那郡松川町、同郡喬木村及び豊丘村の区域の一部を受益地とする農業用排水施設の変更を県営土地改良事業として施行するよう申請したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条の 3 第 4 項において準用する同法第 85 条第 6 項の規定により、同法第 85 条の 3 第 4 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定による飯田市長、松川町長、喬木村長及び豊丘村長との協議の前に、次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第 85 条の 3 第 4 項において準用する同法第 85 条第 7 項の規定により、当該事業の計画の概要に意見がある者は、長野県小渋川土地改良区理事長に対し意見書を提出することができます。

令和 8 年 2 月 5 日

長野県小渋川土地改良区 理事長

武田

登



1 縦覧に供する書類

県営小渋川 3 期地区土地改良事業計画概要書

2 縦覧の期間

令和 8 年 2 月 6 日から令和 8 年 2 月 25 日まで

3 縦覧の場所

長野県飯田市、下伊那郡松川町、同郡喬木村及び豊丘村の各市町村ウェブサイト

4 意見書の提出の方法

縦覧期間満了の日までに、長野県小渋川土地改良区理事長あて書面で提出してください。